

## 福島県地域公共交通利便増進実施計画（変更案）について (意見聴取)

### 1 福島県地域公共交通利便増進実施計画の概要

#### ① 目的

持続可能な地域公共交通のマスタープランとして、令和6年3月に策定した「福島県地域公共交通計画（計画期間：令和6年度から令和12年度）」の方向性に基づき、具体的なバス路線等の再編・見直しに係る実施計画を策定するもの。

#### ② 策定主体

県北圏域：福島県、県北圏域8市町村

県中・県南圏域：福島県、県中・県南圏域22市町村

#### ③ 計画区域

県北圏域、県中・県南圏域それぞれにおいて計画を策定（R7.6.11認定）

#### ④ 計画期間

令和7年10月～令和13年3月

今回追加する系統については、令和8年4月～令和13年3月

### 2 利便増進事業（案） ※R8.2変更に伴い追加する事業を赤字で表示

#### 【県北圏域】

方面	事業名	対象系統	実施時期	関係主体
伊達市方面	伊達市・月の輪地区から福島市へのアクセス性向上	・月の輪経由梁川線 ・月の輪経由保原線	令和7年10月	・福島交通 ・福島市、伊達市
	霊山地区から福島市へのアクセス性向上	・大波経由掛田線	令和8年4月	・福島交通 ・福島市、伊達市
福島市方面	松川地区の利便増進	・医大・水原線（再編後：医大・松川線） ・新規路線（松川水原乗合タクシー）	令和7年10月※1	・福島交通 ・有限会社 カネハチタクシー ・有限会社 松川観光タクシー ・福島市
二本松市方面	福島大学へのアクセス性向上	・二本松線	令和7年10月	・福島交通 ・福島市、二本松市
	塩沢地区～二本松市街地間の利便増進	・塩沢線	令和7年10月	・福島交通 ・二本松市
	岩代地区・東和地区～二本松市街地間の利便増進	・針道経由東和小学校線 ・大平経由小浜線 ・小浜線	令和7年10月	・福島交通 ・二本松市

※1：令和7年4月から実証運行を開始し、その結果等を踏まえて令和7年10月から本格運行を実施

【県中・県南圏域】

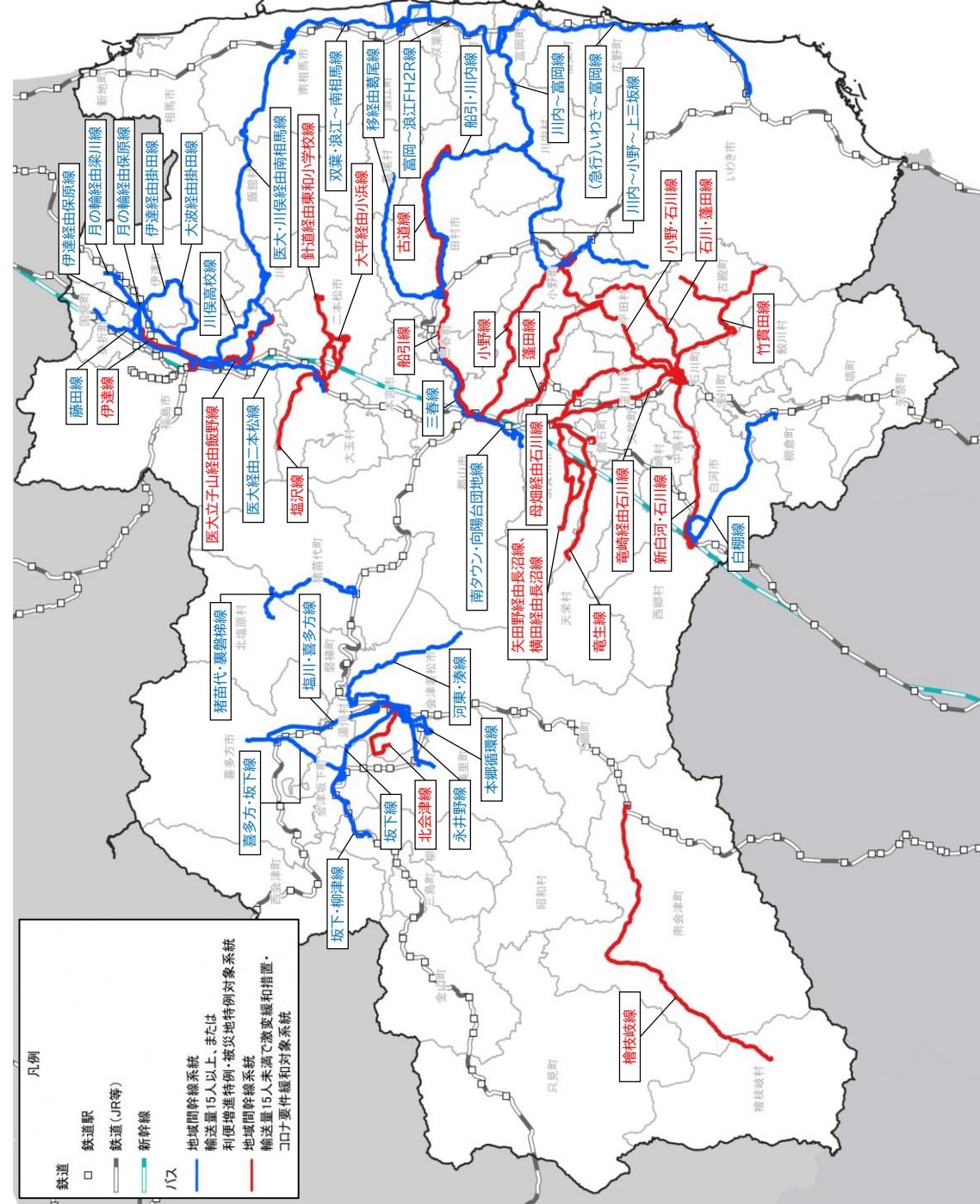
方面	事業名	対象系統	実施時期	関係主体
田村市・三春町方面	三春町方面の利便増進	・船引線 ・三春線 ・斎藤経由三春線	令和7年10月	・福島交通 ・郡山市、田村市、三春町
小野町・平田村方面	郡山市～小野町間の利便増進	・小野線	令和8年4月	・福島交通 ・郡山市、小野町
	郡山市～平田村間の利便増進	・蓬田線	令和8年4月	・福島交通 ・郡山市、平田村
須賀川市方面	須賀川市内長沼地区の利便増進	・横田経由長沼線 ・矢田野経由長沼線（名称変更予定：泉田経由長沼線） ・横田経由長沼小学校線 ・木の崎経由長沼線	令和7年10月	・福島交通 ・須賀川市
須賀川市・郡山市方面	須賀川市～郡山市間の利便増進	・南タウン・向陽台団地線	令和8年4月	・福島交通 ・郡山市、須賀川市
須賀川市・石川町方面	須賀川市～石川町間の利便増進	・竜崎経由石川線 ・母畠経由石川線 ・岡の内線	令和7年10月	・福島交通 ・須賀川市、玉川村、石川町
石川町・古殿町方面	石川町～古殿町間の利便増進	・竹貫田線 ・仁田線	令和7年10月	・福島交通 ・石川町、古殿町
石川町・平田村・小野町方面	石川町～平田村～小野町間の利便増進	・小野・石川線	令和7年10月	・福島交通 ・石川町、小野町、平田村
白河市・石川町方面	白河市～石川町間の利便増進	・新白河・石川線	令和7年10月	・福島交通 ・白河市、石川町、西郷村、中島村

3 想定スケジュール

令和7年12月	旅客運送事業者等への同意書の回収（済）
令和8年1月下旬	県活性化協議会
令和8年1月末	東北運輸局に対する大臣認定申請
令和8年2月末	利便増進実施計画の変更認定（予定）
令和8年4月	再編内容（変更案）による運行開始

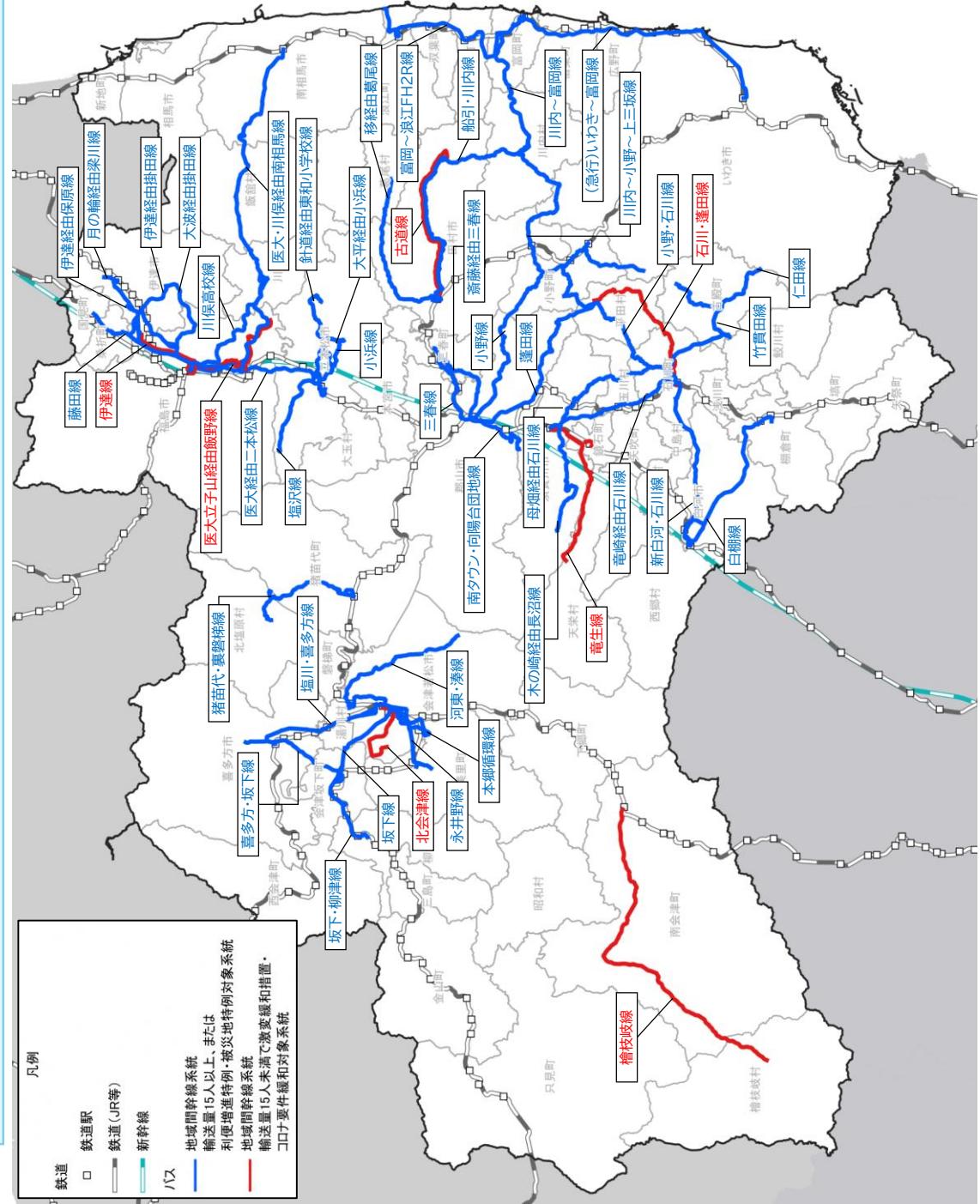
## 計画策定前 (R6.10)

- 令和6年10月現在、広域バス路線の地域間幹線系統47系統について、地域間幹線系統について、地域間幹線系統を活用しながら、確保・維持を図ることとしている。
- 上記47系統のうち、東日本大震災に伴う激変緩和措置終了後に18系統が国庫補助要件（輸送量15人/日以上）を満たさなくなるおそれがある。（針道経由東和小学校線及び北会津線は、コロナ要件緩和対象系統）



## 見直し後 (R8.4)

- 令和8年4月において、広域バス路線は、利便増進実施計画に基づく再編・見直し等により46系統となる予定。
- 利便増進実施計画の認定に伴う優遇措置が適用された場合（国庫補助要件の緩和：輸送量15人/日→3人/日以上）、国庫補助要件を満たさなくなる可能性がある。
- 国庫補助要件緩和対象系統（北会津線は、コロナ要件緩和対象系統）
- 引き続き、令和8年度以降も再編・見直しを検討していく。



- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあります。確保・維持に向けた改善が求められます。
  - このため、住民の移動実態等を踏まえた経路の見直しを行うことにより利便性を図りつつ利用者の拡大を目指すものである。
- ※以下に記載の事業は令和8年4月実施事業（計画変更による）

## 事業の内容

### ① 沿線の駅への乗り入れを実施

- 路線バスの沿線に立地する「道の駅伊達の郷（ようぜん）」への乗り入れを実施

## 事業の効果

### ① 地域内の買い物利便性の向上、地域全体での公共交通の一体性の向上

- 道の駅へ乗り入れすることにより、地域住民が道の駅で買い物する際の利便性が向上
- 道の駅を拠点として路線バスとコミュニティバスの乗り継ぎが可能となり、公共交通の一体性が向上するため、域内から域外への移動時の利便性が向上

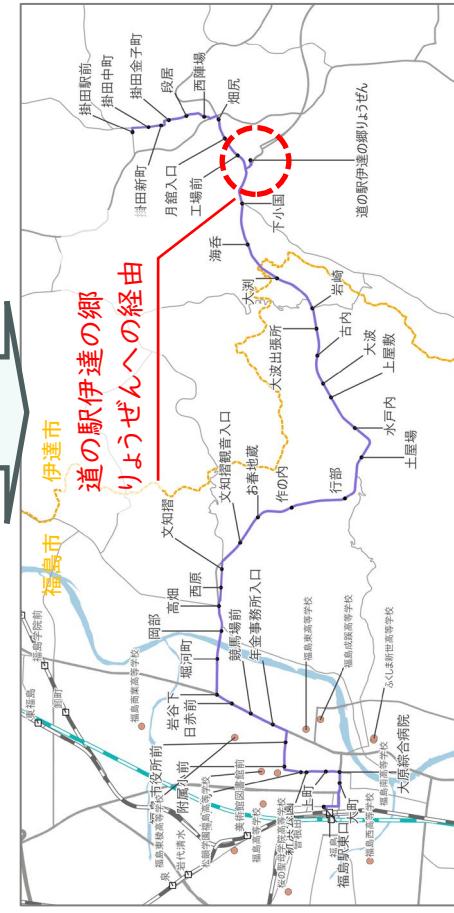
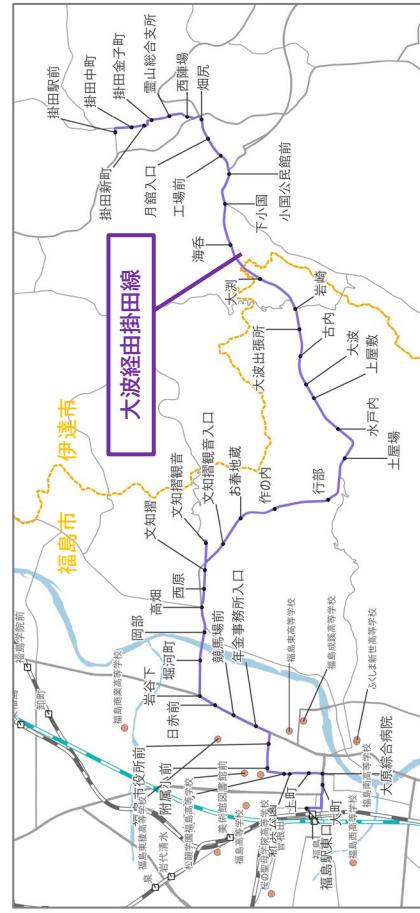
## 事業とあわせて実施する取組

### ■ 利用者に対する周知・広報の徹底

- 見直しにより利用しやすくなつたことを知つてもらうことが特に重要であるため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

### ■ 新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る



## 対象エリア

福島県北圏域  
(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村)



- 作成自治体 福島県、県北圏域8市町村
- 事業実施区域 福島県県北圏域
- 事業実施予定期間 R7年10月～R13年3月（変更：令和8年4月）

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
  - このため、住民の移動実態等を踏まえた経路の見直しを行うことにより利便増進と効率化を図りつつ利用者の拡大を目指すものである。
- ※以下に記載の事業は令和8年4月実施事業（計画変更による）

### 事業の内容

#### ①主要拠点へのアクセス改善に向けた経路の変更等

- 小野町内的主要拠点である運動公園や、高速バスと接続する小野インターチェンジへのアクセス改善に向け、これらを経由する経路へ見直し
- 並走する鉄道のダイヤとの運行間隔を考慮したダイヤの見直し

#### ②人口集積地への経路の見直し

- 人口が集積する東山ヒルズを経由する経路へ見直し
- 新たに立地する県郡山合同庁舎へ経由する経路へ見直し

### 事業の効果

#### ①町内の主要拠点へのアクセス性の向上

- 運動公園を経由する経路の見直しにより、日々の活動やイベント時などのアクセス性が向上
- 高速バスと接続性が向上し、県内中核市等への移動の利便性向上

#### ②人口集積地から郡山駅方面へのアクセス性の向上

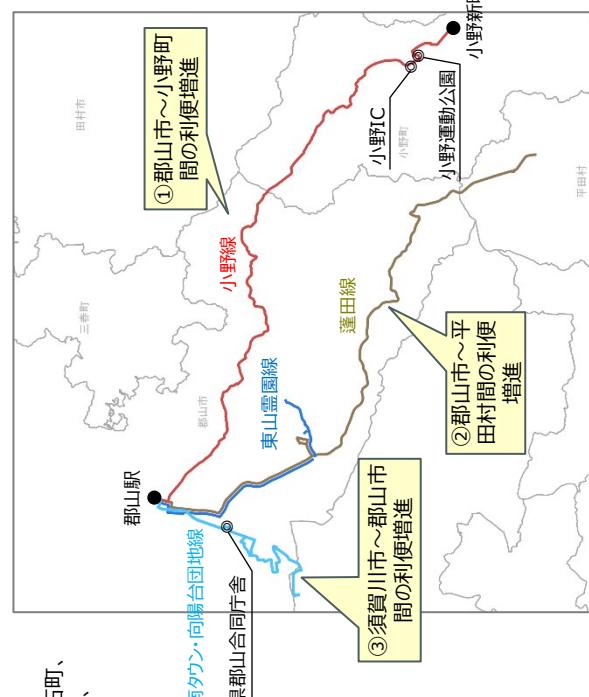
- 東山ヒルズから郡山駅周辺への移動機会の増加

#### ③合同庁舎への通勤者や一般来庁者へのアクセス手段の確保

- 郡山駅から県郡山合同庁舎への移動機会を確保し、通勤者や一般来庁者のアクセス手段を確保

※①～③は下図の番号に対応

**【対象エリア】福島県中・県南圏域**  
(郡山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮市、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、福町、鶴川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、三春町、小野町)



### 事業の効果

#### ■事業とあわせて実施する取組

#### ■利用者に対する周知・広報の徹底

- 見直しにより利用しやすくなつたことを知つてもらうことが特に重要なため、交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する

#### ■新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実施

- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携したモビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る

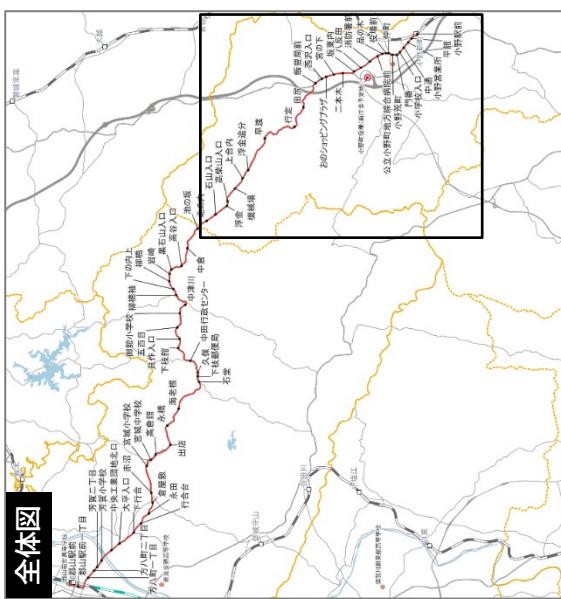
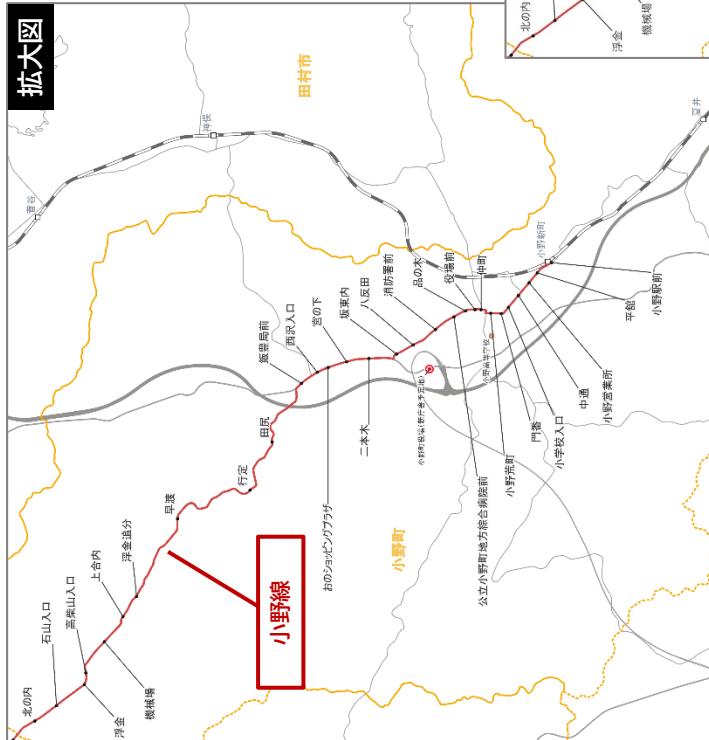
**・作成自治体** 福島県、県中・県南圏域22市町村  
**・事業実施区域** 福島県県中・県南圏域  
**・事業実施予定期間** R7年10月～R13年3月  
**(変更：令和8年4月)** 6

## 増進実施計画(概要)

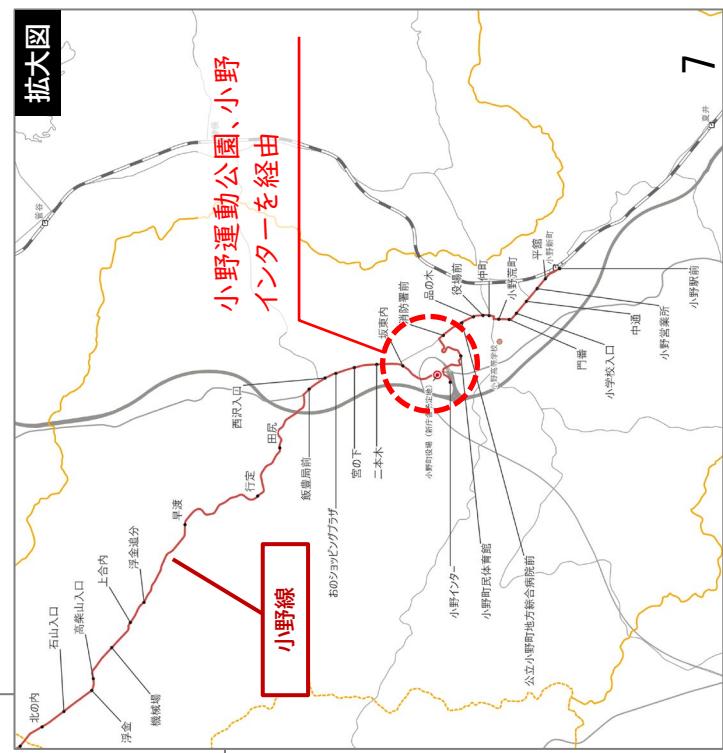
更  
變

【事業実施概要図】

事業実施前



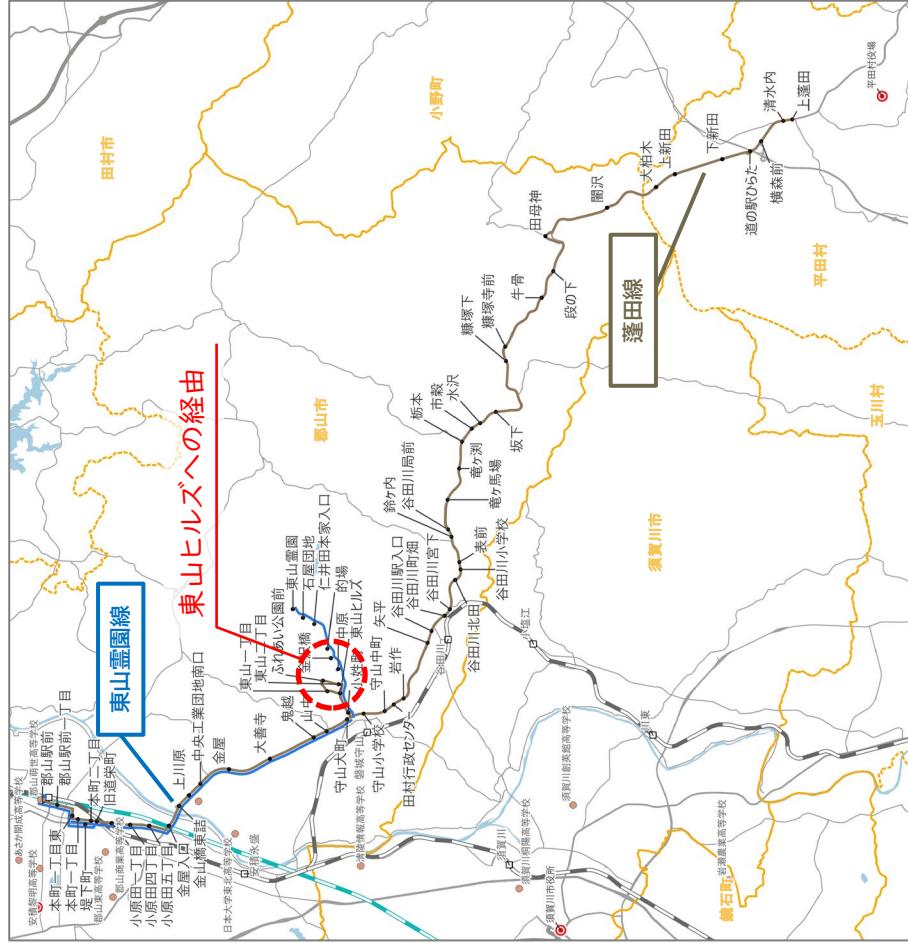
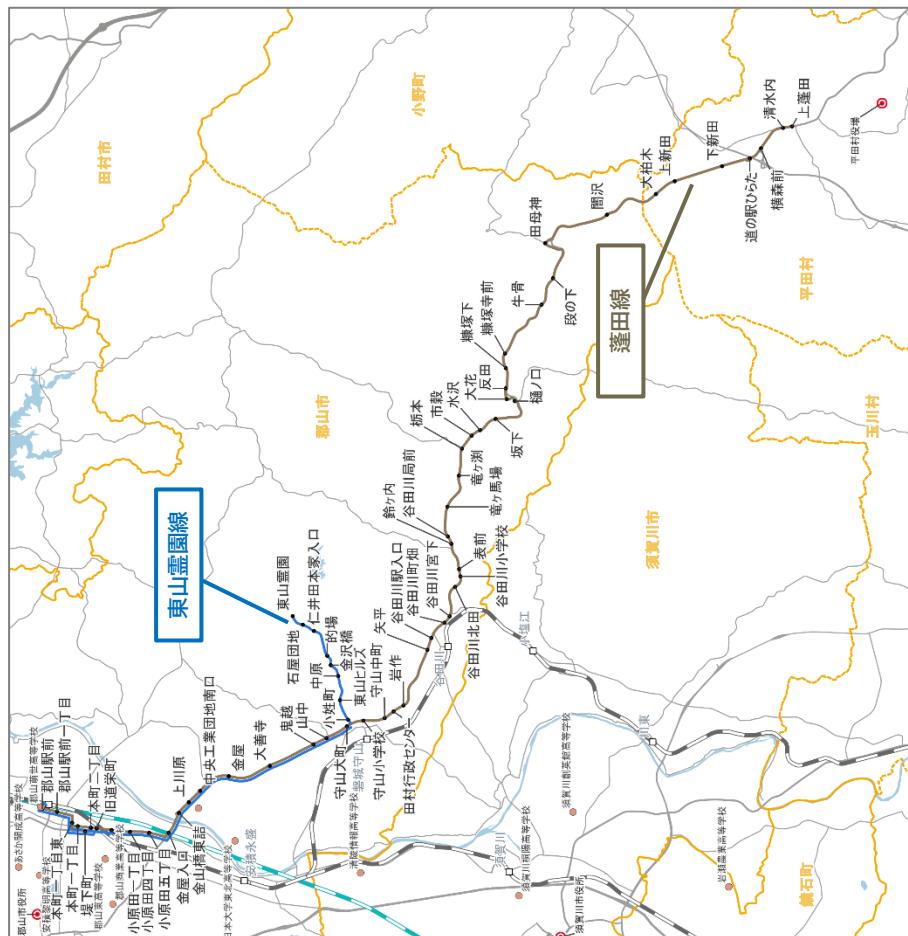
後施実業事業



## 〔事業実施概要図〕

前施実業

後施実業事



國土交通省

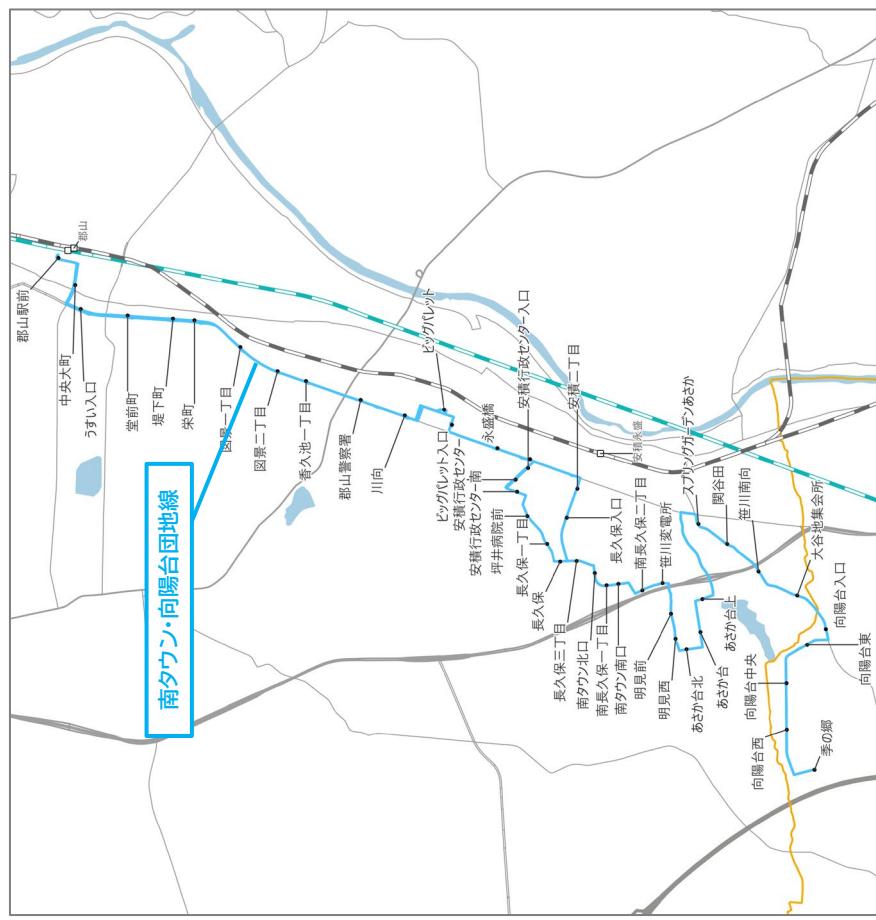
## （概要）実施計画（進捗監視）

## 福島県県中

更变

## 【事業実施概要図】

事業実施後



事業実施前

